令和５年第４回弥彦村議会（６月）定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和５年６月２２日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　承認第　２号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例
日程第　２　承認第　３号　専決処分の報告について　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　３　承認第　４号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１６号）
日程第　４　承認第　５号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　５　議案第４４号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第４５号　弥彦村図書館条例の制定について
日程第　７　議案第４６号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）
日程第　８　請願第　２号　「新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択を求める」請願書
（以上８案件　総文厚産常任委員長報告）
日程第　９　承認第　６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第７号）
日程第１０　議案第５４号　弥彦競輪場自動機購入契約の締結について
（以上２案件　競輪常任委員長報告）
日程第１１　議案第５５号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）
日程第１２　議案第５６号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結について
日程第１３　発委第　２号　新潟県の最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書
日程第１４　議員派遣の件について
日程第１５　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第１６　総文厚産常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第１７　競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	安	達	宏	行	２番	石	川		喬
３番	樋	浦	久	夫	４番	花	井	譲	温

５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男
９番	小　熊　　正	１０番	本　多　隆　峰

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	本　間　芳　之	教育長	小野塚　正　史
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
防災課長	小　林　健　仁	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	住民課長兼福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	石　川　秀　雄
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
こども教育課長	富　田　　憲	社会教育課長	小　出　将　浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（本多隆峰議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第４回弥彦村議会６月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（本多隆峰議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総文厚産常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　最初に、日程第１、承認第２号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例から日程第８、請願第２号　「新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択を求める」請願書までの専決条例２案件、専決補正２案件、条例２案件、補正予算１案件、請願１案件、以上８案件を一括して議題といたします。

以上８案件につきましては、総文厚産常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

丸山総文厚産常任委員長。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　令和５年第４回６月定例会、総文厚産常任委員会審査報告。

今定例会で本委員会に付託された議案は、専決条例２案件、専決補正予算２案件、条例２案件、補正予算１案件、請願１案件の８案件であります。

これより審査の概要について報告いたします。

付託された専決条例２案件についての審査では、質疑はありませんでした。

次に、専決補正予算２案件についての審査では、ふるさと納税寄附金が増額した理由はとの質疑に、ポータルサイトを増やしたこと、魅力ある返礼品を増やしたことが寄附金増加に寄与したものと考えられる。返礼品については、鍋やフライパン等、家庭用品の追加と伊彌彦米の定期便を始めたことも要因であると考えられるとの答弁でした。

次に、条例２案件についての審査では、村税条例の一部を改正する条例についての概要の説明をとの質疑に、今回の条例改正は、施行期日が令和５年７月１日、令和６年１月１日、令和７年１月１日の３点である。

１点目は、令和５年７月１日に施行のミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車の除外である。令和５年７月１日に道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車

の交通方法等に関する規定が施行され、これに伴い税制も改正となったものである。

２点目は、令和６年１月１日に施行の森林環境税の導入である。森林環境税は、森林による国土の保全、水源の維持、地球温暖化防止などの機能を十分に発揮させるために森林整備の必要性が生じたことにより、その財源として創設されたものであり、令和６年度から個人に対して課税される。このため、市町村では個人住民税均等割と合わせて年額1,000円が課税されることとなるが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律による均等割1,000円の課税が令和５年度をもって終了となることから、住民の負担はこれまでと変わらない。

３点目は、令和７年１月１日に施行の個人住民税の給与所得者の扶養申請書の簡素化である。この改正により、扶養申告書に記載すべき事項が前年の申告内容から変更がない場合、異動がない旨を記載するだけでよくなり、大幅に簡素化されるとの答弁でした。

弥彦村図書館条例の制定に関し、他の市では開館時間が条例に明記されているが、当条例には記載がないとの質疑に、図書館の開館時間については条例施行規則にて定めることにしている。弥彦村の各公共施設の開館時間についても規則で定めているとの答弁でした。

次に、補正予算１案件についての審査では、経営所得安定対策推進事業補助金についての説明と伊彌彦米の生産体制はとの質疑に、経営所得安定対策推進事業補助金の２万1,000円の増額は、弥彦村農業再生協議会への補助金の補正である。伊彌彦米は、弥彦村に住所を有する生産者が生産する新潟県特別栽培農産物認証制度に基づく認証を取得した特別栽培のコシヒカリで、村長の名称使用承認を受けたものである。

直近の生産状況は、令和５年産の村内の全主食用米生産面積617haのうち、新潟県特別栽培農産物認証を申請している圃場は、令和４年産が268ha、令和５年産が265.7haとなっており、その圃場で生産されたコシヒカリの一部が伊彌彦米として販売されている。令和４年産の取扱量については、生産者の直売があるため概算となるが320ｔ程度、生産面積に換算すると62.7haとなるとの答弁でした。

続いて、敬老会記念品としてメロンを選定した経緯はとの質疑に、記念品としてメロンを配付していたのは平成27年度が最後であった。また、昨年度はオリジナルタオルであったが、それ以前は高齢者総合生活支援センターの無料入場券であった。昨年度開催した敬老会で参加者にアンケートした結果、敬老会記念品の希望として、「メロンに戻してほしい」36％、「弥彦村の特産品」31％、「オリジナルタオル」30％との回答であったため、今年度はメロンを配付することとした。次年度の記念品については、全対象者にアンケートを実施し検討する。記念品として何が正解かは難しいところだが、対象者の皆さんに喜んでもらえるものに可能な限り選定をしたいとの答弁でした。

次に、マイナンバーカード交付事務費補助金は、マイナポイント申込期限再延長に伴う会計年度任用職員の国庫補助金とのことだが、国から雇用形態の条件は指定されているのかとの質疑に、この補助金を活用した雇用に関する条件は正職員の人件費等に充当することができないため、会

計年度任用職員の人件費として活用を考えているとの答弁でした。

また、マイナンバーカードの村内企業や施設への出張申請はとの質疑に、村内企業への出張申請は現在行っていない。理由は、これまで出張申請や個別対応を積極的に取り組んだ結果、令和５年５月末現在の申請率が86.95％となっており、県平均の83.42％を上回る状況となっている。これまでの申請件数6,784件を５月末の人口7,647人から引くと、未申請の方は約900人程度であり、今後交付率を上げるためには未申請の方に対して個別に対応するほうが費用対効果の面からもよいと考える。また、病院や施設へは新型ウイルスの影響で家族の面会もできない状況であったので実施していない。企業や施設への出張申請はそれぞれの要望に柔軟に対応し、マイナンバーカード普及について広報、周知を継続していくとの答弁でした。

次に、走出地区のコミュニティセンターの大規模補修修繕費が令和５年度コミュニティ助成事業に採択されたとのことだがその内容はとの質疑に、コミュニティセンター助成には集会所の新築と大規模修繕があり、走出地区は大規模修繕として採択された。修繕の内容は、屋根、外壁、床の張り替え、エアコンの設置等であるとの答弁でした。

次に、月ヶ岡特別支援学校の送迎車に子供の置き去り防止ブザーを購入、設置するとのことだが詳細はとの質疑に、幼児等の送迎バスにおける所在確認や安全装置の装備が令和５年４月１日から義務化となった。保育園の送迎ワゴンについては当初予算で既に設置済みであるが、今回は義務化の対象である月ヶ岡特別支援学校の送迎車に設置する予算を計上したものである。安全装置には、エンジン停止後、運転者等が車内の確認を怠った場合に車内及び車外に警報を発する降車時確認式と、エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始し、置き去りにされた子供を検知すると車外に警報を発する自動検知式、また、両方の機能を持った併用式の３種類がある。今回設置するものは併用式である。この装置を設置することにより人的ミスを補完し、事故を未然に防ぐことができるようになるとの答弁でした。

次に、請願１案件の審査では、本請願の紹介議員の樋浦久夫委員より請願趣旨の説明があり審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上が主な審査内容でした。

本委員会に付託された議案の専決条例２案件、専決補正予算２案件、条例２案件、補正予算１案件の７案件については、村長報告、提案のとおり承認、可決することに決定しました。

また、請願１案件については、審査の結果、採択することを決定し、最終日に意見書を発案することにしました。

報告は以上であります。

令和５年６月22日。

総文厚産常任委員長、丸山浩。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、承認第２号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　しばらくしてご質疑がありません。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　しばらくして討論がありません。これで討論を終わります。

これより承認第２号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第２号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第３号　専決処分の報告について　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第３号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第３号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第４号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第16号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第４号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第４号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第５号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第５号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第５号は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第44号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号　弥彦村図書館条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第２号　「新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択を求める」請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第２号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、請願第２号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎競輪常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第９、承認第６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第７号）及び日程第10、議案第54号　弥彦競輪場自動機購入契約の締結についての専決補正１案件、契約１案件、以上２案件を一括して議題といたします。

以上２案件につきましては、競輪常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

板倉競輪常任委員長。

○競輪常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、令和５年第４回６月定例会、競輪常任委員会審査報告を行います。

本委員会では、付託議案審査前に担当所長から売上げ及び収支状況等の報告がありましたので、初めにこの報告事項における委員会からの質疑、意見のうち主なものについて報告いたします。

今後見込む管理棟の施設改修費用10億円とあるが、どのような改修を想定しているのかとの質問に、現在、管理棟の延べ床面積が狭く、また、水回りなどが老朽化しているため、かなりの大規模改修が想定されるとの答弁でした。

続いて、今まで経費をかけたところ以外の改修は必要ないのではないのかとの意見に、競輪場の管理棟は選手を管理する施設であるため、競輪を開催する上で一番の主役となる場所である。ここが古いと選手に不便をかけることになるとの答弁でした。

以上が報告事項の審査内容でした。

続いて、付託議案審査の概要について報告いたします。

今定例会で本委員会に付託された議案は、専決補正予算１案件、契約１案件の２案件であります。

専決補正予算１案件についての審査では、質疑はありませんでした。

次に、弥彦競輪場自動機購入契約の締結についての審査では、今まで自動機は購入であったのか、それともリースであったのか、また、どちらのほうが費用対効果があるのかとの質疑に、今までリースであった。現在はリース期間が終わり、弥彦競輪場の所有となっている。また、リースと一括購入を比較した場合、一括購入のほうが費用は安く抑えられるとの答弁でした。

現在、競輪場にある自動機51台の内訳と、入替えを行うのは何台かとの質疑に、自動機51台の内訳は、最新機種のＴ－100機が５台、その前身機であるＴ－８機が14台、Ｔ－６機が32台である。このたびＴ－６機32台中28台を新紙幣に対応するため、最新のＴ－100機に入替えを行うとの答弁でした。

また、Ｔ－100機及びＴ－８機は新紙幣のユニット交換のみで対応できるのかとの質疑に、今回はユニット交換のみで対応できるとの答弁でした。

続いて、メーカーは日本トーター１社になるのか。今までの経緯で日本トーター株式会社になっているが、ほかの業者は考えられなかったのかとの質疑に、現在、弥彦競輪場と保守委託契約をしているのは日本トーター株式会社である。ほかに自動機を取り扱っている会社は２社あるが、仮にほかの企業の機械を入れた場合、補修員を常駐させなければならない。また、車券の用紙も変更しなければならなくなり、多くの経費がかかることが想定される。このため日本トーター株式会社にお願いするとの答弁でした。

また、１社では業者との癒着が疑われる可能性があると思うが、値引き交渉は行ったのかとの質疑に、値引き交渉は行ったとの答弁でした。

以上が主な審査内容でありました。

本委員会に付託された議案の専決補正予算１案件、契約１案件の２案件については、村長提案のとおり承認、可決することに決定しました。

報告は以上であります。

令和５年６月22日。

競輪常任委員会委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

承認第６号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第７号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第６号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、承認第６号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第54号　弥彦競輪場自動機購入契約の締結について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第５５号及び議案第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第11、議案第55号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）及び日程第12、議案第56号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結についての補正予算１案件、契約１案件、以上２案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　令和５年第４回弥彦村議会６月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第55号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）につきましては、既定の歳入歳出の総額45億3,602万7,000円に歳入歳出それぞれ4,020万円を追加し、総額を45億7,622万7,000円とするものであります。

歳入といたしましては、19款繰越金4,020万円であります。

歳出といたしましては、２款総務費、徴税費4,020万円であります。

今回の補正は税務総務費還付金について補正をお願いするものであります。

議案第56号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結につきましては、有限会社阿部電器商会と工事請負契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

令和５年６月22日。

弥彦村長、本間芳之。

○議長（本多隆峰議員）　以上で説明が終わりました。

これより議案第55号及び議案第56号について質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

花井議員。

○４番（花井譲温議員）　議案第56号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結について質疑いたします。

１番、弥彦競輪場監視カメラ改修工事の締結について、実施設計額は5,000万円以上の見込みとなり、現在村内の３者で見積り合わせを実施しており、随意契約を締結すると記載されているが、見積り合わせ実施により談合の行われる疑念が生じるが、あえて随意契約にされた理由と見積り合わせの内容を伺います。

２番、村長の公約で、「随意契約制度をしっかり見直し、行う場合には議会や村民の皆様へその理由を公開しなければならない仕組みにします」とあります。「入札制度の透明化を徹底的に図り、民間有識者を交えた弥彦村入札制度審議会を新たに立ち上げます」とのことでしたが、審

議会なるものに諮られたのでしょうか。それとも村長独自の判断でされたのでしょうか、伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　本件につきましては、総務部長よりご返答申し上げます。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　それでは答弁のほうをさせていただきます。

答弁の順序が逆になりますけれども、ご了承いただきたいと思ってございます。

まず、入札制度審議会につきましては、現在、立ち上げの準備をしているところとなっています。３人で組織することを考えておりまして、その３名の皆様からは委員の就任についてご内諾をいただいているところとなっています。

今月中に審議会を立ち上げまして、７月に審議会を開催し、８月から新たな制度で入札を行いたいと考えているところでございます。この方針につきましては、弥彦村建設業協同組合、弥彦建管協同組合、弥彦村建築業組合にも連絡済みとなってございます。

このたびの随意契約の理由につきましては、後ほど詳しく申し上げますけれども、地方自治法施行令第167条の２、弥彦村財務規則第141条第３項第３号及び第４号に該当し、緊急性が認められるため行ったものでございます。

私どもが想定しております入札制度審議会の役割につきましては、個々の入札案件について事前に諮るものではなくて、入札及び契約の手続について定期的に監視並びに審議を行いまして、改善点について意見を頂戴したいというふうに考えているものでございます。したがいまして、今回ご質問の村長公約の入札制度審議会とはいささか議論の質が違うんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そして最初のご質問、見積り合わせの関係でございますけれども、私どもとしては見積り合わせイコールいわゆる談合というような捉え方はしてございません。

随意契約の理由になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり地方自治法施行令と弥彦村財務規則に基づきまして、この財務規則でいえば第141条第３項第４号と第３号に該当するというふうに判断されたので、随意契約としたものでございます。この第141条第４号というのは、随意契約のほうが競争入札よりも有利と認められるときに適用されるものであります。今回、設計額から算出をいたしました最低制限価格より、参考的に取った見積りのほうが500万円ほど安価であったので、有利であるというふうに判断をさせていただきました。

また、あわせてもう一つ適合すると判断したのが、第３号がございますけれども、こちらについては緊急の必要性により競争入札に付すことができないときに適用されるものでございます。特に今回につきましては、10月の寛仁親王牌の開催までには必ずこの工事を完了し、そしてまたちゃんと稼働しているかということまでも確認する必要がございますので、入札に要する時間等を考慮すると緊急的に実施すべきということで、随意契約ということで判断をさせていただいた

ということでございます。

今一つのご質問ですけれども、見積りの内容をご質問いただきました。今回、有限会社阿部電器商会さんのほうが5,558万272円、これは議案のほうにも既にお示ししてございます。以前に村内３者から見積りを取ったということでご説明をさせていただきましたけれども、その２者についてご報告を申し上げます。

株式会社高倉電気商会さんからの見積額は6,574万7,000円、有限会社村越電機店さんからの見積額については6,616万1,700円でございました。参考までに、先ほど最低制限価格の関係ですけれども、設計額、いわゆる予定価格になりますが、こちらが6,673万7,000円。最低制限価格、例えば入札でしたときにこれを下回ってはいけないという金額ですが、これが6,139万1,000円となってございまして、先ほど申したとおり、この最低制限価格よりも見積額のほうが安価でありましたので、こちらは有利であるというふうに判断をして、随意契約ということにさせていただいたものでございます。

あと、最後になりますけれども、そもそも随意契約を行うかどうかにつきましては、いわゆる村長独自の判断ではなくて、地方自治法施行令第167条の２と村の財務規則、いわゆる法令と規則に基づきまして判断されるものでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　丁寧なご回答ありがとうございます。

私が再質問しようと思ったことはみんな答えられてしまいましたけれども、見積り合わせでは入札とは異なり総合的に提案を選定し決定するため、最低価格の業者が決定するとは限らないと思います。弥彦村の業者が行うことは非常によいことと思いますが、村外の業者に入札に参加してもらうことも、競争していただく意味で大事なことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今回につきましてはいわゆる総合的な提案、プロポーザル方式ではなくて、こちらのほうで設計なりをして見積りを取ったものでございます。

今ご提案の村外の業者の皆様からも参加していただくということにつきましては、これも一つの提案としてお受けいたしますけれども、村としてはなるべく村内の業者でできることについては村内の業者さんにやっていただいたほうが村の経済のためにもよいという判断の下で、今回につきましては村内の業者さんの皆様から見積りを取ったということでございます。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　ありがとうございました。大変よく分かりました。

分からないところもちょっと、法令に関することを調べてみないと分からなかったところもありますけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　ほかにご質疑ございませんか。

板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　今ほど花井議員が聞かれたので、私のほうもほとんど質問することはないんですが、ただ一つ村長にお伺いいたしたいんですが、村長はさきの選挙の中で、公約の中で「民間の公正公平な競争環境をしっかりと構築するため、これまでの村長独自の判断のみでできる随意契約制度をしっかりと見直し、行う場合には議会や村民の皆様へその理由を公開しなければならない仕組みにします。あわせて入札制度の透明化を徹底的に図り、弥彦村入札制度審議会を新たに立ち上げます」、これについては先ほど部長の言われたように、もう準備は進んでいるように思われますが、村長としては今回のこの関係についてはどう思われますか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　この件につきましては、先ほども総務部長よりお話しさせていただいたとおり、緊急性や非常に重要性を鑑みて行ったものであります。私がこれからもう準備始めていますけれども、入札制度審議会とはまた別な形で緊急であったということでありますので、オープンな形の議論、あるいは公平公正な入札制度の在り方については、８月を目途に現在準備しているところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　８月を目途にやるというような話は、今ほども部長のほうからの話を聞いています。是非ともそれは有効に動かしていただきたいというふうに思います。

私もいろいろな方からも話を聞くんですが、どうしても村内の業者だけで、確かに村内にお金が落ちるというのもよろしいです。ただ、村内の業者だけでやっていると、どうしてもあらぬ疑いもかけられるというふうに思われます。そういう部分では、村長の言われる公平公正というのをしっかりとやっていただきたいということで、要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川七郎議員。

○６番（古川七郎議員）　今、部長から詳しいことは、すみません、法的なことは私もちょっと分かりませんけれども、このカメラは電気をつけるとか、そういう技術的には全然違うんですよね。その辺、私非常に心配しているんですよ。

特にカメラに関しては、普通の電器屋さんと業者はやっぱり３つぐらい、専門的に分かれるそうです。それに対して、村の業者がそこまで、最後のそういう技術的なもの、あるいは故障が起きたりとか、そういうときに対応できるのか。その辺、私非常に危惧しているんですけれども、その辺は全く大事な、つけるのは恐らく業者とメーカーと一緒につけるから、どの業者もそんなに私は変わらないと思うんだけれども、故障とか、あるいはそういうときに対するメンテナンスとか、こういうのをしっかりできるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　故障等々の対応につきましては、やはり村外なり県外の業者さんより身

近な業者さん、弥彦村にあられた業者さんのほうが迅速に対応できると思いますので、そういった面でも村内の業者さんがよいのかなと思っておりますし、もちろんここで見積りを出していただいたからには、その業者さんに施工能力があるというふうに村としては判断しているところでございます。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　その点は心配なしで、心配しなくてもいいということですね。その辺は、そういう事態が起きたときはそういう対応できるということでよろしゅうございますね。私もそのように理解いたしますけれども、よろしいですね。

○議長（本多隆峰議員）　今の一応質問ですかね。

〔「はい、そうです。できるのか、ちゃんとできますと言ってくれれば私は……」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　先ほどできるといったような……。

総務部長。

○総務部長（志田　馨）　私どもとしてはそのように理解をしている、見積りを出したということはできるというふうに判断をしているところです。

○議長（本多隆峰議員）　ご質疑ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより日程第11、議案第55号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）及び日程第12、議案第56号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結についてを会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りいたします。議案第55号及び議案第56号について、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号及び議案第56号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論、採決を１案件ごとに行います。

初めに、議案第55号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。議案第55号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第４号）について、原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。議案第56号　弥彦競輪場監視カメラ改修工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決いたしました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第13、発委第２号　新潟県の最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書についてを議題といたします。

本案件につきましては、提出者、総文厚産常任委員長、丸山浩さんから提案されております。

これより提案者から趣旨説明をお願いいたします。

５番、丸山浩議員。

○５番（丸山　浩議員）　新潟県の最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書。

意見書を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

中央最低賃金審査会は2022年度の最低賃金について、ＡＢランクでプラス31円、ＣＤランクでプラス30円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受けて新潟地方最賃審議会では１円加算の「31円」とし、「890円」としました。しかしながら、最高額の東京都との差は182円もの格差があります。また、北陸・関東・信越の13都県中下から２番目の低さです。とても納得できるものではありません。私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律制度にすることを求めています。

新型コロナ感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油や電気、ガス料金のほか食料品など生活必需品の物価の高騰が続くなか、私たちの暮らしは一層厳しくなっています。その影響は低所得者ほど大きくなっています。

2022年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）では、最低賃金の引上げについて「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」としています。私たちは、27都道府県で取り組んできた「最低生

計費試算調査」で「８時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。よって、少なくとも1,000円未満の地方を早急に1,000円以上に引き上げて地域間格差を是正することが必要と考えます。

最低賃金の引き上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。骨太の方針にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優遇的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されています。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めるものです。

つきましては、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

１、政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

２、政府は、地域別最低賃金1,000円以上をめざすこと。

３、政府は、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和５年６月22日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由は、意見書の採択願を採択したので、意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審査会会長、新潟地方労働局長。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　それでは、発委第２号についてご質疑があればこれを許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第２号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第２号について、総文厚産常任委員長の提案のとおり可決することに皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第２号は可決することに決定し、意見書を関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第15、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから日程第17、競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長から、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって６月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　令和５年第４回６月定例会につきましては、初日に提案いたしました承認５案件、議案11案件、本日追加提案いたしました議案２案件とも全会一致で可決、承認いただき、誠にありがとうございました。

今回の一般会計補正予算にて可決、ご承認いただいた敬老会記念品配布事業や住宅リフォーム助成事業を含め全て大切な事業でありますので、遅滞なく進めてまいりたいと思います。

また、既にご案内のとおり、あさって６月24日には弥彦村図書館らいわ弥彦がオープンいたし

ます。目下、担当者全力で準備をいたしております。新たな図書館が村民の皆様に広く愛され、快適にご利用いただけますよう運営してまいりますので、議員各位におかれましてもご愛顧を賜りますようにお願い申し上げます。

また、７月より順次、各地区の区長さん、役員の方々と村長との意見交換会を開催いたします。それぞれ忌憚のないご意見の交換をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、いよいよこれから夏本番を迎えるに当たり、弥彦村の最もにぎやかとなる行事の一つであります弥彦灯籠まつりが４年ぶりに元に戻し、フルスペックで行われるということでございます。村民の皆様、彌彦神社はじめ関係者の皆様と心を一つにいたしまして、弥彦を盛り上げてまいりたいというふうに思いますので、議員の皆様にも特段のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　最後に、議長からご挨拶申し上げます。

本定例会は、さきの４月23日の村議会議員選挙により初当選された議員の方々、また、新たに議長を務めました私にとりまして最初の定例会でありました。議員の皆さん、事務局のスタッフ、そして理事者の皆様のご協力によりまして本定例会が滞りなく終了できましたことに感謝申し上げます。また、提出議案につきましては全会一致で可決されましたこと、大変喜ばしく思っております。

昨年、議会改革として弥彦村議会条例を施行いたしました。議会質疑は全て通告制にし、理事者側による議案説明もより詳細になり、議員にとっても理解を深めることができ、より円滑な議会運営となりました。村民のための重要案件に議会と理事者側が真摯な姿勢で取り組む形が定着してきたと感じた本定例会でありました。

新型ウイルス感染症の影響も日一日と改善され、以前のような日常に戻りつつあります。様々な行事が開催されようとしています。これから梅雨に入り、猛暑の夏もまいります。議員各位におかれましては十分体調管理に留意され、今後も村民の安寧と村の発展のためご尽力いただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、令和５年第４回弥彦村議会６月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前１１時０５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　本　　多　　隆　　峰

署名議員　　樋　　浦　　久　　夫

署名議員　　花　　井　　譲　　温